

チャレンジ・サザンセト！活力みなぎる農林水産業の創造

柳井農林水産事務所だより

発行：山口県柳井農林水産事務所
〒742-0031
柳井市南町三丁目9-3
TEL 0820-25-3290(代表)
FAX 0820-25-3297

山口県漁協田布施支店水産加工グループ「新鮮田布施」 「第27回全国青年・女性漁業者交流大会」 JF全国女性連・JF全国漁青連会長賞受賞

第27回全国青年・女性漁業者交流大会が3月2日(水)、ホテルグランドアーク半蔵門(東京都千代田区)で開催され、各都道府県の代表者が活動実績を発表しました。本県からは、第68回山口県漁村青壮年女性活動実績発表大会(1月14日(金)、下関シーモールパレス)で最優秀賞を受賞した、山口県漁業協同組合田布施支店水産加工グループ『新鮮田布施』(発表者：濱田秀樹さん)が、漁業経営改善部門にリモート出場し、「決起！そして未来へつなぐ『新鮮田布施』」と題して、水産加工グループ『新鮮田布施』の6次産業化の取り組みを発表し、JF全国女性連・JF全国漁青連会長賞を受賞しました。



第68回山口県漁村青壮年
女性活動実績発表大会
《最優秀賞》

発起人等が出席して設立総会を開催



地域農業を担う法人が

設立されています

柳井市伊陸で、2月13日に「農事組合法人藤ノ木」(代表理事松村嘉一郎)が設立されました。組合員は45人で、令和4年は約5haで水稻を栽培します。また、法人設立に合わせて地権者等53人で組織する「藤ノ木地区農用地利用改善組合」(組合長松村秩江)が設立され、相互の連携を申し合わせました。

藤ノ木地区では国営ほ場整備事業に取り組んでおり、工事の進展に伴って令和4年から順次新しい農地での営農が始まります。地元農家が法人の組合員になって農地保全と収益確保を目指します。集落(地域)単位で農地を預かって農業を営む法人で、柳井市では14番目、当事務所管内では23番目の設立となります。

このほかの地区でも、ほ場整備などを契機に法人設立の話合いや近隣法人との連携などの検討が進んでいます。

当事務所では、将来にわたり担い手が地域農業を牽引していただけるように、引き続き農業経営の法人化を推進していきます。

半農半林の取組について

農林水産業においては、担い手の減少や高齢化の進展により労働力不足が課題となっています。

この対応として当事務所では、令和2年度から「半農半林」の取組を推進しています。

この取組は、集落営農法人が森林組合と連携して農閑期の仕事を創出し、農業従事者の所得向上を図ることで、集落農業法人への就農・定着の促進と、集落周辺の里山を自ら整備できる意欲と能力のある集落営農法人の育成を目的としています。

取組に当たっては、農業従事者が安心して森林組合の作業に従事できるよう、在籍型出向制度の活用により農業従事者の身分と雇用を安定させるとともに、林業作業に従事するにあたって必要となる刈払いと伐木作業について公的機関が開催する安全衛生の講習会の受講を斡旋しています。

取組に関心のある方は、柳井農林水産事務所企画振興室（☎0820-12513291）へお問い合わせください。

大島みかん産地交流ツアーを開催しました

柳井・大島地域「地産・地消」推進会議では、11月9日(火)、消費者への産地の取組等の理解促進と、消費者目線での情報発信を図るため、「#(ハッシユタグ)ぶちうま100」応援団員を対象とした「大島みかん産地交流ツアー」を開催しました。

「#ぶちうま100」応援団は、モニター活動を通じた県産農林水産物のファンの拡大やSNS等を活用した情報発信を目的に、公募により結成された地産・地消応援団で、この日は10名の団員がご家族やご友人を伴って参加されました。

参加者は、まず、柑橘選果場で、果実一つ一つが光センサーで、大きさ、糖度や酸などの味、傷などの外観を識別されていく様子を見学し、担当者に熱心に質問をされていきました。

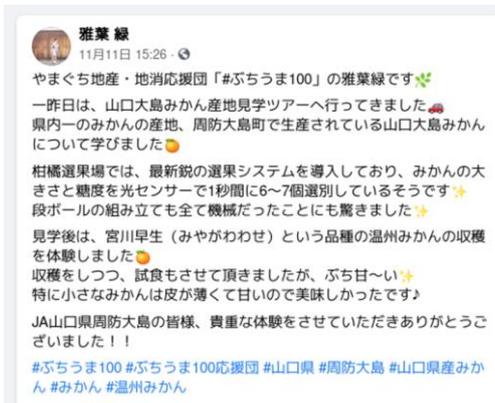
選果場見学の後は、園地を訪問し、旬の「宮川早生」の収穫を体験しました。どの木がおいしそうか、試食をしながらじっくり選んで収穫しました。

また、直売所「島の恵み本店」では、みかんの等級や加工品など

商品の説明を受けた後、沢山のみかんをご購入いただきました。

交流ツアー終了後は、応援団員それぞれがSNSを活用し、ツアーで得た情報を元に産地の取組を発信してくださっています。

当事務所では、今後も、関係機関と連携して、地元農林水産物のPRなど需要拡大に取り組んでいくこととしています。



参加者によるSNSでの情報発信

新たに「やまぐち食彩店」5店舗誕生!!

柳井・大島地域「地産・地消」推進会議では、やまぐちの農林水産物需要拡大協議会と連携して、地産・地消推進を目的に、県産農林水産物等を積極的に利用する

飲食店等を「やまぐち食彩店」として開設しています。

12月6日(月)には柳井市の「やないろ」、12月13日(月)には周防大島町の「野菜レストランValo」、12月16日(木)には柳井市の柳井クルーズホテル内の「ヤナイフードホール」「炉端炭火ダイニング海KAI」の2店舗、令和4年3月8日(火)には上関町の上関海峡温泉鳩子の湯内の「レストランうみべ。」が「やまぐち食彩店」として新たに仲間入りし、看板の贈呈や、地産・地消料理の紹介等、開設セレモニーを開催しました。



これにより、柳井・大島地域の「やまぐち食彩店」は30店舗となりました。

当事務所では、今後も、やまぐち食彩店と連携して、地産・地消を推進するとともに、地元農林水

産物の需要拡大に取り組んでいきます。

地産・地消の推進
よろしくお願ひします
くやまぐち食彩店の看板贈呈



いちごのハウス環境制御
管理研修会を開催

南すおう地域いちご生産者においては、ハウス内の温度や湿度等を計測する環境モニタリング装置やハウス統合環境制御システムの導入が進んでいます。

そこで、これらの設備を効果的に活用し、高収量、高品質のいちご生産を実現するため、農業コンサルタント会社（株）デルファイジャパンを講師に迎え、研修会を年間3回実施しました。

研修会では、栽培ハウス内での栽培状況確認とともに、座学により、具体的な温湿度管理や灌水、

肥培管理等を学びました。

受講者は、早速、給液・排水のpHやEC等の把握、温度管理や炭酸ガス施用方法等の改善等、研修会で学んだことを実践されています。収穫終了後に、目標収量や品質を達成できていることを期待しています。



ハウス内での生育状況確認



座学による講習

田布施農工高等学校との
取組

田布施農工高等学校で農業を学んでいる学生の進路選択に役立つよう、農業の現場や経営者の農業に対する考え、それを実現するための実践手法などの学びの場を設けています。

令和3年度には、1年生を対象に「ヤングファーマー養成研修」による現地視察研修の実施や学校行事で開始された「アグリフォーラム」で農業女子の講演などを行いました。



現地視察研修の様子

現地視察研修では、肉用牛経営の法人で繁殖と肥育の一貫体系に取り組むようになった経緯や苦勞、日頃の作業内容を聞き、野

菜栽培農家のご夫婦からは経営上の役割分担や食の安全のためにGAPに取り組んでいることなどを学びました。農業大学校も訪問し、自分たちと年齢の近い大専学生から実習内容などを聞き、親近感も生まれていたようです。



アグリフォーラムの様子

「アグリフォーラム」では、ご夫婦で移住して経営を開始された方や、単身で首都圏から集落営農法人に就職した方など3名の女性が講演を行いました。大ぶりのコチヨウランを生産するため日照時間の長い柳井地域に移住したことや将来の夢を実現させるため法人で農作業の技術や経営を学んでいることなど、自分

の人生設計を農業との関わりの中でのように実現しているか伝えられ、学生たちからも様々な意見や質問が出されました。令和4年度には卒業生が柳井市の集落営農法人に就職されました。

このような取組みを通じて進路選択の幅が広がり、地域で農業を志すきっかけとなることを期待しています。

宿井地区の獣害進入防止柵が完成しました

国営緊急農地再編整備事業南周防地区の宿井団地において、区画整理工事が完成したほ場に、鳥獣害防止柵(フェンス式 高さ1.2m)を設置する工事が完成しました。

事業名:

農地耕作条件改善事業

事業主体: 山口県

(柳井農林水産事務所)

地区名: 宿井地区

事業工期: 令和元年度から

令和3年度

事業費: 76.19百万円

事業概要: 柵延長 110.8 km

ほ場を鳥獣害防止柵で囲むこ

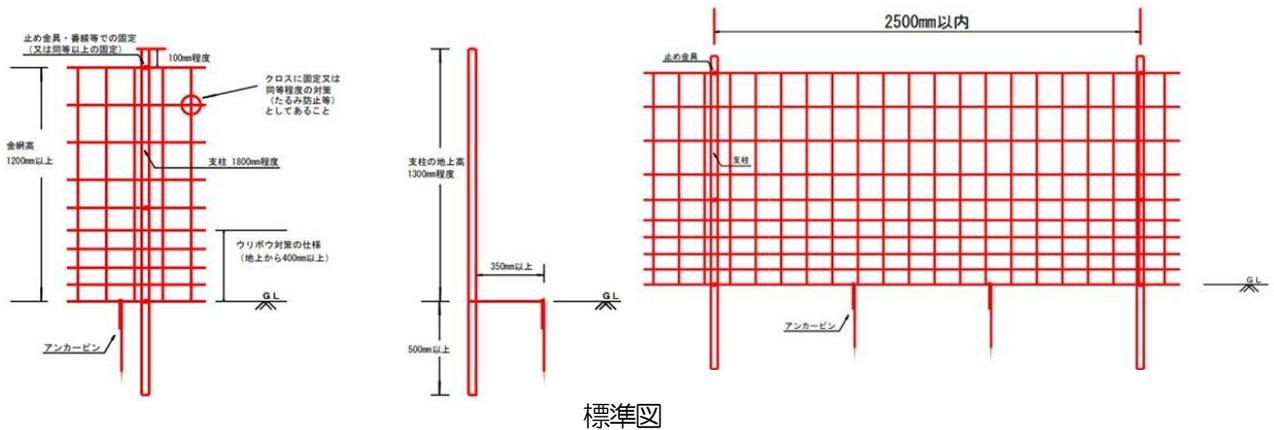
とで、イノシシからの被害がなくなることを期待されています。鳥獣被害で困られた方は、柳井農林水産事務所やお近くの市町へ相談してください。



獣害防止柵



侵入扉



梅雨入り前にため池の点検をお願いします

梅雨時期の6月頃から台風時期が終わる10月頃にかけての出水期には、全国で毎年のように水害が起こっています。山口県でも豪雨や台風により、多くの被害が発生しています。

このため、県では農業用ため池の被害を未然に防止するため、山口県地域防災計画で指定されている危険ため池(令和4年度は柳井農林水産事務所管内で18箇所)等について、毎年5月上旬から中旬にかけて点検パトロールを実施し、ため池の老朽化の状況を把握し、対策の必要性や管理の適正化をため池管理者等に指導しています。

平成30年7月豪雨災害では、西日本を中心に農業用ため池の被害も発生し、全国で32箇所のため池が決壊し、下流に大きな被害を与えることとなりました。ため池がひとたび決壊すると下流へ広範囲に被害が発生することから、梅雨入り前にはため池の点検を必ず実施するようにお願いします。

同様に、近年使用していないため池であっても貯水があれば、管



ため池点検パトロールの状況



取水施設の点検状況

理が行われずに危険な状況となっている場合がありますので、現地を点検して下さい。
ため池に関するご相談は、市町の農業農村整備担当課もしくは柳井農林水産事務所農村整備部農地活用課（☎082012513294）にご相談下さい。

元気な子牛を生むためのワクチン接種について

牛飼養農家には、子牛を産ませて家畜市場で販売する繁殖農家と、その子牛を購入して肥育し肉牛として販売する肥育農家、子牛を生産し、肥育する一貫農家があります。いずれも子牛が生まれてくるということが必要条件であり、且つその子牛が元気であることが何より望まれることです。

しかし、牛には母牛が妊娠中に感染すると流産や死産、奇形等を引き起こすウイルスが存在します。これらは吸血昆虫の中に潜み、暖かくなると大陸からジェット気流に乗って日本にやってきます。

そこで必要となってくるのが、感染を防ぐための手段、ワクチンです。畜産部では、吸血昆虫活動前の春期に、流産や奇形等の異常産を引き起こすウイルスに効果のある「異常産4種混合ワクチン」の母牛への接種を推進しています。
これからも、ワクチン接種の推進や飼養衛生管理指導等を通じて、畜産の振興に貢献していきます。



ワクチン接種の様子

山口型放牧を利用して、農地を守りませんか

昨今、農家の高齢化、担い手不足等により管内に耕作放棄地が増加しています。

耕作放棄地を解消し、農地を守るために、山口型放牧を活用してみませんか。

山口型放牧とは生産条件が不利な水田、耕作放棄地などを電気牧柵で囲い、牛を放牧する方法です。生い茂った雑草を牛に食べてもらうことにより、重労働である草刈から解放されるとともに、農地の還元や隣接する農地の獣害被害低減効果も認められています。
放牧に必要な電気牧柵の設置につきましましては、当部が現地指導



耕作放棄地で放牧中の牛たち（柳井市）

やまぐち森林づくり 県民税事業の取組紹介

当該事業のメニューの1つである「山口県森林環境活動サポート事業」は、森林ボランティア団体等による森林整備活動を支援する事業です。（活動のための資材購入費に対し助成します。）
今回、周防大島町の「美しい三浦（みがま）を創る会」がこの

に伺います。また、牛は放牧に慣れた牛を畜産農家や山口県農林総合技術センター畜産技術部から斡旋し、現地まで運搬します。山口型放牧に興味のある方は当部（☎082012212416）まで気軽ににご相談ください。



森林整備活動の様子

事業を活用しましたので取組を紹介いたします。

“美しい三浦を創る会”は、我が故郷「大島」の荒廃する姿を危惧し、帰省者や来訪者を心安らぐ美しい景色で迎えようと、大島大橋近くの島の入り口付近において、平成19年から、地域の方々や児童とともに桜や椿を植えて育てる活動を行っています。

令和3年度は「故郷桜、椿と草花の楽園創り！」を活動のテーマとし、雑草を刈り、雑木を伐採し、景観整備を行いました。また、竹垣や竹製ベンチを制作し、現地に設置しました。優しい海風を受けた桜は、瀬戸の水面に美しく映えています。ぜひ、立ち寄っていただき、竹製ベンチに座り、大島大橋と渦潮と桜を眺め、瀬戸の潮風を肌で感じてください。



竹製ベンチ

山地災害に備える

近年、全国的に局所的な集中豪雨による山地の崩壊や土石流等の山地災害が多発し、人命や財産に大きな被害をもたらしています。

山口県でも、平成30年7月豪雨災害をはじめ、各地で大きな災害が発生しています。

これから、本格的な梅雨期を前に、山地災害に対する理解を深め、防災意識の高揚を図ることが大切です。

災害はいつでもどこで起こるかわかりません。日頃より、家族や近所の方と山崩れの恐れのある場所や避難場所を確認し、災害に備えるとともに、大雨が降った際には、気象情報に注意し、少しでも

身の危険を感じたら、迷わず安全な場所に避難することが重要です。

どうしたらいいの？



※危険を感じたら安全な場所へ!!

狩猟免許試験・ 狩猟免許更新について

◆狩猟免許試験について

狩猟を行うには、法律に基づき、狩猟免許の取得等が必要であり、

県では7月から9月にかけて免許試験を実施する予定です。

有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の減少が、野生鳥獣による農林業等への被害が深刻化している原因の一つになっています。このため、新たな狩猟者を確保・育成することが重要になっていきます。

新たに狩猟を始める方への支援策として、一定の条件を満たす場合には、県が狩猟免許取得経費の一部を助成しています。

◆狩猟免許更新について

既に狩猟免許を所持しており、その免許の有効期限が令和4年の方は、狩猟者講習及び適性検査を受けることで、免許を更新することができます。

当事務所管内では7月に狩猟免許更新講習会を行う予定です。

※ 狩猟免許試験及び狩猟免許更新の日程等については、岩国農林水産事務所森林部※森林部は柳井と兼務 (☎0827-2911567) にご連絡ください。また、山口県(自然保護課)のホームページにも掲載されていますのでご覧ください。